

第2回「原発と人権」全国研究・交流集会 第2分科会の報告

除本理史（大阪市立大学）

第2分科会は、本集会の淡路剛久実行委員長が名誉理事長を務める日本環境会議（JEC）の「福島原発事故賠償問題研究会」により組織された。2013年12月にスタートした「福島原発事故賠償問題研究会」は、これまで公害・環境問題に取り組んできた研究者を中心に組織され、毎月1回のペースで会合を開いている（代表：吉村良一・立命館大学教授、顧問：淡路剛久・立教大学名誉教授・元早稲田大学教授）。研究者の構成は学際的であり、法学、経済学、社会学など多分野にわたる。また、原発賠償に関心をもつ弁護士やジャーナリストなども、研究会に参加している。

第2分科会「原発事故被害の賠償——損害と責任」では、4月6日の午前に、損害論と責任論を横断する全体会を開催し、午後にそれぞれに関する分散会を設けた。タイムテーブルは下記のとおりである。

9:30～12:00 【全体会：損害論・責任論】 M講義棟 M1教室

司会：米倉勉（福島原発被害弁護団）

9:30～10:15 吉村良一（立命館大学）「福島第一原発事故被害の完全救済に向けて」

10:15～10:35 久保木亮介（「生業を返せ、地域を返せ！」福島原発事故被害弁護団）「防げたはずの原発事故——国と東京電力の責任」

10:35～11:20 下山憲治（名古屋大学）「福島第一原発事故と国家賠償責任」

11:20～11:40 中川素充（福島原発被害首都圏弁護団）「区域外の被害・賠償について」

11:40～12:00 質疑

【責任論分散会】 M講義棟 M1教室

司会：吉村良一

13:00～13:15 磯野弥生（東京経済大学） 国の責任に関する2報告（午前、全体会）に対するコメント

13:15～14:00 国の責任に関する討論

14:00～14:30 大坂恵里（東洋大学）「福島第一原子力発電所事故における東京電力の法的責任」

14:30～14:50 東京電力の責任に関する討論

14:50～15:00 まとめ 吉村良一

【損害論分散会】 M講義棟 M2教室

司会：除本理史（大阪市立大学）

13:00～13:30 藤川賢（明治学院大学）「福島原発事故における被害の拡大過程と地域社

会」

13:30～14:00 成元哲（中京大学）・牛島佳代（福岡大学）・坂口祐介（桃山学院大学）・松谷満（中京大学）「福島原発事故による親子の生活変化とウェルビーイングの喪失—放射能災害の被害と救済に関する問題提起」

14:00～15:00 総合討論

午前の横断全体会では、まず吉村報告で、損害の把握の仕方としての「包括請求論」の重要性、被侵害法益の捉え方、国の原子力損害賠償紛争審査会による指針の性格と限界などが論じられた。続いて久保木報告では、津波の予見可能性、および国と東京電力の責任について、訴訟での主張のポイントが指摘された。これを受けて、下山報告で、原子力法における規制・監督権限の構造が述べられ、最善の努力を尽くしても巨大技術システムには未知の部分や不確実性が残るので、国はあらゆる可能性を考慮する義務があると指摘された。最後の中川報告は、午後の損害論分散会への問題提起であり、国の避難指示等が出ていない区域（区域外）の被害の実態と、賠償・支援が十分でない実状が明らかにされた。

午後については、筆者が司会を務めた損害論分散会について、概要を述べる。まず藤川報告では、福島原発事故被害の特徴を述べるとともに、地域社会のなかで、被害者が声をあげにくい状況が作りだされているのではないかという問題提起がなされた。また成・牛島らの報告では、福島県中通り 9 市町村の 3 歳児と保護者を対象にした調査の概要が述べられ、将来の健康被害のリスクが、現在の中通りの人びとの生活を拘束し、影響を及ぼしていることなどが指摘された。

健康被害が現時点では必ずしも顕在化しているわけではなく、放射能汚染の被害のうち、原発事故と被曝に対する恐怖・不安などの精神的苦痛としてあらわれている部分が大きい。これは生命や健康にかかわる重大な精神的被害であり、日常生活に対する深刻な侵害が起きているというべきだろう。

発災から 4 年目を迎えた現在、事故が収束せず被害が継続する一方で、加害と被害の構造は複雑化し、見えにくくなっている。今回の研究・交流集会の成果を踏まえて、原発事故の加害—被害構造の全体像を明らかにし、被害者救済へとつなげていく必要がある。